

第2章 保護分野

1. 知的財産の保護の強化

知的財産創造のインセンティブを確保するとともに、その効果的な活用を図るには、知的財産の適切な保護が不可欠であり、そのための制度や体制は、今後もより一層充実させていかなければならない。新たに生み出された知的財産を、制度の国際的な調和や技術革新の進展も踏まえて適正に保護するとともに、権利取得手続、訴訟手続の充実と迅速化のための体制を整備することによって、知的財産の保護を十全ならしめる基盤の構築を目指す。

1. 特許審査を迅速化する

(1) 特許審査迅速化法（仮称）を制定する

熾烈な国際競争の中で企業の経営判断にスピードが求められる今日、特許審査の迅速化は、優れた発明の事業化を促し経済の活性化につなげるために不可欠である。特許審査の迅速化を図るためには、50万件にのぼる審査未着手案件（いわゆる滞貨）の削減と、今後発生が見込まれる約30万件の審査請求の急増への対応が重要である。世界最高レベルの迅速・的確な審査を実現するため、審査待ち期間の短縮の目標と達成時期を定め、^(注1)あわせて、特許審査官の大幅な増員、^(注2)専門性を備えた審査補助職員の活用、先行技術調査の外部発注等による審査体制の整備強化、特許法等の見直し、出願人等による出願・審査請求構造の改革等の総合的対策を推進する。なお、滞貨一掃のための臨時措置として、外部人材の活用により数百人規模の任期付審査官を配置し、滞貨一掃後は知的財産専門人材としての活用を図る^(注3)。あわせて、特許審査の迅速化に必要な措置を包括的に定めた特許審査迅速化法案（仮称）を2004年通常国会に提出する。^(注4)

（経済産業省）

※（注1）～（注4）については、調整中。

（注1）「審査待ち期間の短縮を図るため、」（財務省）

（注2）「必要な審査官の確保、」（総務省及び財務省）

（注3）削除（総務省及び財務省）

（注4）削除（総務省及び財務省）

(2) 先行技術調査機関を育成し、その活用を図る

2004年度以降、大学・企業等が出願・審査請求を行うに際して、その発明の特許性を適切に判断することができるよう、民間における先行技術調査機関の機能の拡充・向上を図るための措置を講ずるとともに、特許庁の保有している先行技術の検索ツールの公開や先行技術調査のノウハウの対外的な移転を進める。また、より迅速かつ的確な特許審査を実現しつつ、更なる効率化を進める観点から、指定調査機関への新規参入の環境整備、指定調査機関が出願人等の依頼に基づいて先行技術調査を行う制度、申請者への先行技術調査を義務付ける制度の可否等について検討し、2003年度末までに結論を得る。

(経済産業省)

(3) 出願・審査請求構造改革を推進する

- i) 出願・審査請求構造の改革を推進するため、出願者間のコスト負担を是正し適正な審査請求行動を促進する料金体系への移行に併せて、サーチ環境の整備や中小企業等を対象とする料金減免措置の拡充等の支援措置の検討を行う。また、出願人の理解と協力を得て、特許登録率の向上のための審査請求の厳選、権利取得の必要性が低下した出願の取下げ、実用新案制度の適切な活用等を含め、出願・審査請求構造改革を促すための施策を、2003年度以降推進する。
- ii) 適正な権利取得と明細書の充実等のために弁理士の役割は極めて重要であることから、日本弁理士会の理解と協力を得て、弁理士の果たすべき役割について検討を行い、2003年度末までに結論を得る。

(経済産業省)

2. 出願人のニーズに応じた柔軟な特許審査を推進する

(1) ニーズに応じた審査時期を担保する

- i) 2003年度以降も引き続き、大学や中小企業の出願、外国関連出願、事業化が間近な出願などを優先的に審査する早期審査制度を更に周知し、その活用によって早期の権利化が必要な出願に適切に対応する。
- ii) 国際標準に関わる出願や実施化に時間が掛かる出願等に対しては、適切な時期における権利取得が図られるよう、分割時期の制限の緩和（例えば、特許査定後にも分割の機会を認める）や、出願人の申出に基づき審査着手を一定期間

遅らせる制度の導入等の検討を行い、2003年度末までに結論を得る。

(経済産業省)

(2) 出願人との意思疎通を密にする

- i) 審査予定の出願や審査開始時期等の審査計画情報を出願人に提供するとともに、2003年度以降も引き続き、審査官等との直接の意見交換の機会に乏しい地方の中小・ベンチャー企業等を対象とした巡回審査・審判を推進するなど、出願人との連絡を密にする。
- ii) 2003年度以降も引き続き、関連する技術分野の特許出願等を一括して審査する関連出願連携審査制度を周知し、企業の戦略的な特許取得に向けた活用を促す。

(経済産業省)

(3) 先端技術分野や国際出願に重点を置き、審査体制を強化する

- i) 2003年度以降、ライフサイエンス分野における審査官を3倍に拡充するなど、先端技術分野に関する出願や国際関連出願に重点をおいた審査体制を強化する。
- ii) 2003年度以降、先端医療等の先端技術の審査・審判、国際的な審査協力の推進等のため、審査官及び審判官の学会派遣や研修等を強化する。

(経済産業省)

(4) 料金の電子納付を推進する等、利用者の利便性を向上させる

産業財産権に関する出願手続や各種書類の閲覧について、2005年度末までに、インターネットでも可能とする。また、ネットバンキングを用いた手数料の振込、銀行口座からの自動引落とし、クレジットカード等の活用を含めた決済方法の在り方を検討し、より一層の電子化を推進する。

(財務省, 経済産業省)

3. 知的財産の保護制度を強化する

(1) 医療関連行為の特許保護の在り方を検討する

- i) 患者と医師の信頼関係の下で等しく行われるべき医行為等に悪影響を及ぼさないよう十分配慮しつつ、患者がより先進的な医療を受けられるなど、国民の保健医療水準の向上に資する有用で安全な医療技術の進歩を促進する観点から、医療関連行為の特許法上の取扱いについて幅広く検討するための場を設け、2004年度中の早い時期に結論を得る。

(総合科学技術会議，厚生労働省，経済産業省)

- ii) 2003年度以降、最先端の生命科学の更なる進歩と医療目的への利用を促進するため、ヒト胚性幹細胞（ES細胞）、胚性生殖幹細胞（EG細胞）等を用いた発明について、生命倫理、科学技術政策、医療政策等の観点から、特許保護の在り方について検討する。

(総合科学技術会議，文部科学省，厚生労働省，経済産業省)

(2) 実用新案制度を見直す

現在の実用新案制度では保護されないコンピュータ・ソフトウェアなど、ライフサイクルの短い技術や短期間に模倣品が出回る技術について十全な保護を図る観点から、実用新案制度による迅速・簡便な保護の選択肢を与えることを検討する。このために、i) 保護対象の制限（物品の形状、構造、組合せ）の撤廃、ii) 保護期間（6年）の延長、iii) 特許と実用新案間の変更等、実用新案制度の在り方について検討を行い、2003年度末までに結論を得る。

(経済産業省)

(3) デザイン保護のために意匠制度を整備する

- i) 魅力あるデザインを創造して、より価値の高い製品を提供する環境を整備するための具体的方策について、意匠制度の在り方を含め検討し、2005年度までに結論を得る。
- ii) ネットワーク上で利用される操作画面（アイコン等）のデザイン等、新たな保護対象についても広く検討を行い、2003年度中に結論を得る。

(経済産業省)

(4) ブランド保護のために商標制度を整備する

- i) 魅力あるブランドを活用して、より価値の高い製品・サービスを提供する環境を整備するための具体的方策について、商標制度の在り方を含め検討し、2005年度までに結論を得る。
- ii) 2003年度以降、指定商品・役務に関して、国際的に整合性のある表示の統一化の一層の推進を図る。

(経済産業省)

(5) 営業秘密等の保護を強化する

①金型図面等の意図せざる流出を防止する

金型図面等に含まれる知的財産の管理保護等を内容とした「金型図面や金型加工データの意図せざる流出の防止に関する指針」(2002年7月作成)のフォローアップ調査を2003年度以降も継続的に行い、取引実態の把握に努めるとともに、同指針及び「営業秘密管理指針」(2003年1月作成)の周知徹底を図る。

(経済産業省)

②医薬品の試験データの保護の強化等を検討する

厚生労働省から新規医薬品の承認を受けるために申請する試験データは、薬事法に基づき、新規医薬品の市販後における品質、有効性、安全性を確保する観点から、6年の再審査期間が設けられ、後から簡略化して行う同等の医薬品の申請に使用できないよう実質的に保護されている。知的財産を保護し、新規医薬品の開発に対するインセンティブを向上させる観点からの保護の強化等について、例えば10年間の保護期間を設定する等、幅広い観点から2005年度末までに検討する。

(厚生労働省、経済産業省)

(6) 植物新品種の保護を強化する

- i) 2003年度以降、登録品種の収穫物を原料とした加工品にも育成者権の効力を及ぼすこと及び新品種育成者の権利を守るため、農家に許されている自家増殖の範囲の在り方について、国際的な動向も踏まえつつ法改正の必要性の検討を行い、結論を得る。
- ii) 2003年度以降、侵害品の判定を容易にするため、収穫物及び当該収穫物を原料とした加工品を対象とした、迅速かつ正確なDNA品種識別技術の開発を促進する。

- iii) 独立行政法人種苗管理センターにおいて、2003年度以降、育成者権者等の依頼に応じ、権利侵害の判定を支援するための品種類似性試験（比較栽培及びDNA分析）を実施する。

（農林水産省）

（7）損害賠償制度を強化する

侵害がされやすく権利者がそれを未然に防止することができないという知的財産権の特性を踏まえ、権利者を適正に救済し、侵害し得の社会からの脱却を図るため、2004年度末までに、知的財産に関する損害賠償制度の強化の方策について幅広く検討し、結論を得る。

（法務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省）

（8）知的財産権侵害に係る刑罰を見直す

知的財産権侵害に対する抑止効果を高めるため、各知的財産法相互間や他の経済法との均衡を踏まえ、刑事罰の引上げの要否について検討を行い、2004年度末までに結論を得る。

（法務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省）

4. 紛争処理機能を強化する

（1）知的財産高等裁判所の創設を図る^(注)

今回の民事訴訟法改正により、特許権等の知的財産訴訟の管轄が東京高裁に集中されることは高く評価できる。日本経済の国際的な優位性を引き続き保つ上で決定的に重要な知的財産の保護を強化し、内外に対し知財重視という国家政策を明確にする観点から、知的財産高等裁判所の創設につき、必要な法案を2004年の通常国会に提出することを目指し、その在り方を含めて必要な検討を行う。

（司法制度改革推進本部、法務省）

※（注）については、調整中。

（2）知的財産訴訟における専門的知見の充実を図る

知的財産訴訟における専門的知見を充実するための体制を整備する。そのため、以下の方策について検討し、2003年度末までに結論を得る。

- i) 技術及び知的財産に強い裁判官を育成する。
- ii) 新たに導入される専門委員制度を活用する。
- iii) 知的財産に関する裁判所調査官の役割を拡大・明確化(当事者等への発問権, 裁判の評議への関与等)する。

(司法制度改革推進本部, 法務省, 経済産業省)

(3) 証拠収集手続を拡充する

知的財産関連訴訟における証拠収集手続の機能を強化するため、2004年末までに、営業秘密を含む文書について文書提出義務の例外となる文書の範囲の見直し、文書提出命令の申立てに係るインカメラ手続において文書の開示を受ける者の範囲の拡大とそれらの者の守秘義務、憲法上の裁判公開原則の下での営業秘密が問題となる事件の非公開審理とその手続規定の整備等についての検討を行い、所要の措置を講ずる。さらに、米国のいわゆる「ディスカバリー」等、諸外国の証拠収集手続も参考にした新たな証拠収集手続の導入も含めた、証拠収集機能の強化のための総合的な検討を行い、2004年末までに結論を得る。

(司法制度改革推進本部, 法務省, 文部科学省, 経済産業省)

(4) 特許権等の侵害をめぐる紛争の合理的解決を実現する

特許権等の侵害訴訟と無効審判の関係に関して、紛争の一回的解決を目指す方策も含め、紛争の合理的解決を図るため、2004年末までに、以下の内容について検討を行い、所要の措置を講ずる。

- i) 特許権等の侵害訴訟が提起されている場合には、侵害訴訟の場で当該特許等の無効も判断できることとして、紛争の早期決着を図る。
- ii) 侵害訴訟と重複的に係属する、特許庁における無効審判、訂正審判については、紛争の合理的解決の観点から、侵害訴訟との関係を整理する。

(司法制度改革推進本部, 法務省, 経済産業省)

(5) 裁判外紛争処理を充実する

知的財産に係る紛争処理手段の選択肢を幅広く提供する観点から、裁判外紛争処理(ADR)機関の機能強化・活性化を図るため、2004年度までに、日本弁護士連合会、日本弁理士会等の関係者間で、知的財産の評価や標準化に関する特許権等の判定や紛争処理など、利用の可能性のある分野について検討を行い、所要の措

置を講ずるよう要請する。特許庁の判定制度とADR機関との適切な役割分担についても、司法制度改革におけるADRの在り方の検討を踏まえて、2005年度までに結論を得る。

(法務省，経済産業省)

5. 国際的な知的財産の保護及び協力を推進する

(1) 世界特許システムの構築に向けた取組を強化する

①国際的な審査協力を推進する

世界各国で権利を取得する出願人の手続負担を軽減し、各国特許庁の業務負担の軽減を図ると共に、特許法や特許審査基準の国際的な調和を通じた相互承認に向けて、各国特許庁間の審査協力を進める。そのために、2003年度以降、日米欧の三極間、さらにはその他の先進国との間において、先行技術調査結果・審査結果を相互に利用するプロジェクトや審査官交流を一層推進する。

(外務省，経済産業省)

②特許協力条約(PCT)の改革を推進する

2003年度以降も引き続き、世界知的所有権機関(WIPO)におけるPCT改革の議論において、利用者の利便性向上、国際調査機関・国際予備審査機関の先行技術調査や予備審査の一層の活用に向けた議論に精力的に取り組むことにより、国際的な権利取得の円滑化につながる制度構築を進める。

(外務省，経済産業省)

③途上国における権利取得を円滑化する

2003年度以降も引き続き、我が国出願人の海外での権利取得を容易にし、十分な保護を図るため、途上国によるPCTの締結や我が国において特許となった場合に、その結果に基づき特許を付与する、いわゆる修正実体審査の制度上又は運用上の受入れなどを、二国間や地域的な枠組みを通じて戦略的に推進する。また、途上国における特許法制度の整備や運用の改善に資するべく、引き続き人材育成や情報化に関する協力を推進する。

(外務省，経済産業省)

④特許制度の国際的な調和を促進する

- i) 2003年度以降も引き続き、WIPOにおける実体特許法条約に関する議論に精力的に取り組み、米国における出願公開制度の全面導入、先発明主義の見直しやグレースピリオドの統一を含めた特許制度の国際的調和のための議論を促進する。
- ii) 2003年度以降、国際的な権利取得の円滑化を図るために、出願人の母国語による特許出願及びその翻訳文における誤訳の訂正を第三者の利益とのバランスを考慮しつつ可能にする制度が各国において採用されるよう、WIPO等の場において、国際ルール作成の議論を促進する。

(外務省，経済産業省)

⑤国際的な審査情報ネットワークを構築する

- i) 2003年度以降も引き続き、我が国の審査結果を海外に発信し、日米欧特許庁間での審査協力を推進するために、日米欧特許庁間において審査関連情報を相互にアクセスできる情報ネットワークの構築を推進する。また、途上国に対する審査協力を推進するためにアジア産業財産ネットワークの構築を推進する。
- ii) 我が国の審査関連情報が他国の審査において有効に活用され、我が国出願人の権利取得の迅速化、翻訳負担の軽減に資するため、2003年度以降、英語への機械翻訳機能を充実する。

(外務省，経済産業省)

(2) 国際的な著作権制度の調和を推進する

- i) デジタル化・ネットワーク化に対応して著作権等を適切に保護するため、現在WIPOで検討が進められている視聴覚的実演や放送機関に関する新条約の早期採択に向けて、2003年度以降も引き続き積極的に議論に貢献する。

(総務省，外務省，文部科学省)

- ii) 2003年度以降も引き続き、アジア諸国を中心に、1996年に採択された「著作権に関する世界知的所有権機関条約(WCT)」や「実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約(WPPT)」への加入を働きかける。

(外務省，文部科学省)

(3) デザインの国際的保護のための審査協力等を推進する

我が国で創作されるデザインの国際的保護を図るために、2003年度以降も引き続き、アジア諸国等に対する審査協力や体制整備のための協力を推進する。

(外務省，経済産業省)

(4) 商標の国際登録制度の利用を促進する

マドリッド議定書に基づく商標の国際登録制度は、商標の国際的な権利取得を容易にする制度であるため、2003年度以降も引き続き、二国間や地域的な枠組みを通じて、加盟が遅れているアジア太平洋諸国の加入を働きかけるとともに、我が国出願人による利用を促進する。また、途上国における商標法制度の整備や運用の改善に資するべく、引き続き人材育成や情報化に関する協力を推進する。

(外務省，経済産業省)

(5) 植物新品種に関する審査協力と制度整備を促進する

i) アジア太平洋地域における迅速・的確な権利保護を図るため、2003年度以降、中国、韓国等との間で、審査官等による定期的な協議を実施し、審査協力を推進する。また、審査協力に関する経験の蓄積を前提として、将来的な相互承認制度の導入等を検討する。

ii) アジア地域等における新品種保護制度の整備の充実を図るため、2003年度以降も引き続き、植物新品種保護国際同盟(UPOV)を通じた制度整備への支援や専門家を養成するための研修を実施する。

(外務省，農林水産省)

(6) 国際的な紛争処理に係るルールの整備を促進する

インターネット等による国境を越えた知的財産権の行使や紛争処理に関する国際ルールを明確化するため、2003年度以降、知的財産権の有効性や侵害等に関する訴訟の国際裁判管轄等に関する議論に積極的に取り組む。

(法務省，外務省，文部科学省，経済産業省)

II. 模倣品・海賊版対策

模倣品・海賊版などの知的財産権侵害品により被害を被っている我が国の企業数は年々増加しており、被害額も拡大の一途を辿っている。例えば、関係団体の推計によると、中国における我が国のコンテンツの年間の侵害規模は約2兆円に達し、また国内の偽ブランド品による年間の商標権被害額は5千億円以上に上る¹。

特に近年は、模倣品は偽ブランド品のような商標権侵害品に加え、意匠権や特許権についての侵害品の比率が増大し、侵害する側の技術レベルの向上が指摘される一方で、企業のアジア各国における知的財産管理や模倣品対策が不十分であるとの指摘もされている。また、情報技術の発展に伴いインターネット上に音楽ファイルの無許諾コピーが大量に出回るなど、新たな対応が求められる侵害形態も出現している。

模倣品・海賊版は企業の持つ無体財産権の言わば窃盗であり、消費者を欺くとともに、我が国に莫大な損害を与えており、早急に解決策を講ずる必要のある問題である。我が国が「知的財産立国」を目指す上で大きな障壁となっている模倣品・海賊版問題を解決し、国民及び企業の利益を守り、新たな知的財産権の創出意欲を生み出すよう、①外国市場対策の強化、②水際及び国内での取締りの強化、③官民の体制の強化を推し進めるべきである。

1. 外国市場対策を強化する

(1) 我が国の企業の諸外国での権利取得及び権利行使を支援する

- i) 2003年度以降引き続き、模倣品・海賊版被害にあった場合の対応策や事例など、我が国の企業が侵害国において訴訟提起などの権利行使をするために必要なノウハウなどの情報を収集し、まとめた資料を企業へ配布する。

(外務省、文部科学省、経済産業省、関係府省)

- ii) 2003年度以降引き続き、我が国の企業による諸外国での模倣品・海賊版対策の取組を支援するため、国際知的財産保護フォーラム、コンテンツ海外流通

¹ コンテンツ侵害額は社団法人著作権情報センターの調査、商標権侵害額はフランス公益法人ユニオン・デ・ファブリカンの調査による。双方とも「推計侵害品市場規模×正規品平均価格」により侵害額を算出した。

促進機構、不正商品対策協議会等の民間団体の諸外国での活動を支援する。

(警察庁, 外務省, 文部科学省, 経済産業省)

- iii) 国際知的財産保護フォーラムによる「海外偽物白書」(仮称)の2004年度の早い時期の作成を支援する。その中には、例えば知的財産権侵害の危険が高い国を我が国の企業が把握するための諸外国の模倣品・海賊版対策のランク付けや、実際の模倣品・海賊版対策の成功事例など、我が国企業の模倣品・海賊版対策に資する情報を盛り込むよう官民で協力する。

(経済産業省, 関係府省)

(2) 官民の連携を強化する

①模倣品・海賊版に係る情報ネットワークを構築する

- i) 2003年度以降、知的財産権の侵害多発国における我が国企業の模倣品・海賊版による被害状況及び現地政府の模倣品・海賊版の取締り状況の把握、並びに先進諸国の業界団体との情報交換の促進のため、日本貿易振興会(JETRO)等関係団体の海外事務所、我が国の大使館・総領事館の活動を強化する。

(外務省, 経済産業省, 文部科学省, 関係府省)

- ii) 2003年度以降、関係府省のインターネット上の模倣品・海賊版関連情報の掲載を更に充実させるとともに、模倣品・海賊版対策のポータルサイト(インターネット上の総合窓口サイト)を設ける。その中で、国内外の模倣品・海賊版関連情報を集約し提供することにより、情報利用者の利便性を高める。

(警察庁, 外務省, 財務省, 文部科学省, 経済産業省, 関係府省)

②官民連携による模倣品・海賊版対策を講ずる

- i) 上記ネットワークによる官民の情報を活用し、2003年度以降引き続き、政府による侵害発生国への取締り強化の申入れ、現地の我が国企業と現地政府との間の意志疎通及び連携の支援などを実施し、官民が結束して模倣品・海賊版対策を推進する。

(警察庁, 外務省, 経済産業省, 文部科学省, 関係府省)

- ii) 2002年12月に実施された業種横断的な官民合同ミッション「知的財産保護官民合同訪中代表団」の適切なフォローアップをするとともに、2003年度以降、業種別ミッションの実施などを通じ、官民が一体となった侵害国への働きかけを強化する。

(外務省, 文部科学省, 経済産業省, 関係府省)

(3) 侵害の発生している国への政府の取組を強化する

①二国間での取組を強化する

- i) 2003年度以降, 模倣品・海賊版対策を推進するよう, 例えば自由貿易協定 (F T A) / 経済連携協定 (E P A) や二国間税関協力協定に取締りの強化や情報交換に資する規定を盛り込むよう努力するなど, 様々な二国間交渉の機会を利用し知的財産権侵害取締りの強化に関する取組を積極的に求めていく。

(外務省, 財務省, 文部科学省, 経済産業省, 関係府省)

- ii) 2003年度以降引き続き, アジア地域を中心とする我が国に関連する知的財産権侵害の多発国・地域に対し, 侵害品の取締りを強化するよう閣僚レベルも含め様々なレベルで強く働きかける。

(警察庁, 外務省, 文部科学省, 経済産業省, 関係府省)

- iii) 二国間での取組をより効果的に進めるため, 2003年度以降引き続き, 米国及び欧州との連携を強化する。

(外務省, 文部科学省, 経済産業省, 関係府省)

- iv) 2004年度以降, アジア地域に所在する我が国の大使館, 総領事館等に知的財産権の担当官等を置くなど, 管轄国・地域の中央政府・当局及び地方政府・当局への積極的な働きかけを強化する。

(外務省, 関係府省)

②多国間での取組を強化する

- i) 2003年度以降引き続き, 世界貿易機関 (W T O) の対中国経過的レビューメカニズム及び知的所有権の貿易関連の側面に関する協定 (T R I P S 協定) の法令レビュー, 貿易政策検討制度 (T P R M) を積極的に活用し, アジア諸国・地域に模倣品・海賊版を取り締るよう強力に要請する。

(外務省, 文部科学省, 経済産業省, 関係府省)

- ii) 2003年度以降, 我が国産業界からの要請を踏まえつつ, 他のW T O加盟国が我が国の知的財産権を適切に保護しておらずW T OのT R I P S協定に違反すると判断される場合に, W T O紛争処理手続を積極的に活用し, 問題解決を図る。

(外務省, 文部科学省, 経済産業省)

iii) 2003年度以降引き続き、世界知的所有権機関(WIPO)において、模倣品・海賊版のエンフォースメント問題を主要議題として取り上げ、模倣品・海賊版の取締りをWIPO加盟国が一体となって取り組むべき問題であるとの認識を加盟国間で共有するよう積極的に取り組む。

(外務省, 文部科学省, 経済産業省, 関係府省)

iv) アジア太平洋経済協力(APEC)において支持された知的財産権サービスセンターについて、2003年度以降、我が国において早急に設置にされるよう準備を開始し、各国・地域にも早期に設置されるよう、積極的に働きかける。また、我が国が提案している知的財産権保護のための包括戦略についてもAPECの場で合意するように努める。

(外務省, 経済産業省)

③ODA政策における知的財産制度の整備・執行の強化への支援の位置付けを強化する

開発途上国における貿易投資の拡大と経済発展のために知的財産権の適切な保護が不可欠であることに鑑み、2003年度以降、開発途上国の知的財産制度の整備・執行の強化に対する支援について、ODA政策における位置付けを強化する。

(外務省, 関係府省)

④アジア諸国の模倣品・海賊版対策の能力構築を支援する

i) 現在関係府省が実施しているアジア各国政府の取締担当職員等に対する各種セミナーなどの能力構築に関する取組を踏まえ、関係府省の連携の下、アジア各国の知的財産権侵害品の取締り実施状況を把握した上で更に効果的な手法を検討し、2004年度からその手法を実施する。

(警察庁, 財務省, 外務省, 文部科学省, 経済産業省, 関係府省)

ii) 2003年度以降、アジア諸国の政府関係者や民間の団体・企業等に対し各府省が実施している知的財産権の保護に関する能力構築(キャパシティービルディング)を我が国企業やJETRO等の関係団体と連携を図りつつ、一層効果的に実施する。

(警察庁, 外務省, 財務省, 文部科学省, 農林水産省, 経済産業省)

2. 水際及び国内での取締りを強化する

(1) 知的財産権侵害品の個人輸入を抑止するよう国内法制を構築する

個人による偽ブランド品などの知的財産権侵害品の輸入を抑止するよう、知的財産権関連法の改正などにつき検討を開始し、2004年度の早期に結論を得る。

(警察庁、法務省、財務省、文部科学省、経済産業省)

(2) 効果的な水際、国内取締りを行うべく一層の対策強化を行う

i) 権利者である企業と連携し知的財産権侵害の再犯を防止するため、税関において模倣品・海賊版の輸入差止めがなされた場合、税関が輸入者、輸出者の氏名等の情報を権利者に開示できるようにする。このため、必要に応じ2004年通常国会に関税定率法等関連法の改正法案を提出する。また、これに併せて製造者に関する情報についても権利者に開示されるよう、関連法令の改正などを検討する。

(財務省、経済産業省、関係府省)

ii) 2003年度以降、税関における水際での模倣品・海賊版対策をより強化するため、知的財産権侵害物品に係る水際取締りを支援する情報システムの充実、航空小口貨物等の検査の強化、必要な知的財産担当職員の確保を図る。

(財務省)

iii) 模倣品・海賊版の供給ルートを遮断するため、2003年度以降引き続き、模倣品・海賊版の密売等により不正な利益を得ている犯罪組織の実態を的確に解明し、その取締りを強化する。

(警察庁)

iv) 2003年度以降引き続き、街頭における模倣品・海賊版の販売等事犯の取締りを強化する。

(警察庁)

v) 2003年度以降引き続き、不正商品対策協議会を始めとする各業界団体と警察当局との連携をより強化し、確度の高い情報に基づいた効果的な取締りを実施する。

(警察庁)

vi) 水際取締り及び国内取締りの双方がより効果的に行われるよう、警察と税関による模倣品・海賊版対策の情報交換会合を2004年度より随時開催する。

(警察庁, 財務省)

vii) 2003年度以降引き続き, 世界税関機構(WCO)の地域情報連絡事務所(RILO)を通じての情報の交換, アジア諸国の税関当局・警察当局との情報交換会合の開催等, アジア諸国の取締当局との連携を密にし, 模倣品・海賊版に関する情報を幅広く入手・提供し, 効果的な水際及び国内での取締りを実施する。

(警察庁, 財務省)

(3) 水際で当事者の主張を基にした迅速な侵害判断ができる仕組みを早期構築する

米国ITC(国際貿易委員会)や欧州における裁判所を活用した制度を参考にしつつ, 技術的知見と法律の素養などを兼ね備えた専門家の活用などにより, 当事者の主張を基にした迅速な侵害判断を下すことができるよう, 新たな行政審判機関の整備, 裁判所の活用, 税関手続きの改正などを含め幅広く検討し, 2004年度中に結論を得る。

(財務省, 経済産業省, 関係府省)

(4) インターネットを利用した侵害への取締りを強化する

i) 著作者の権利や経済全体に及ぼす悪影響の大きさに鑑み, インターネットのオークションサイト等において売買される模倣品・海賊版について, 当該サイト等の管理者, インターネットサービスプロバイダー等の関係者との間で相互に必要な協力を行いつつ, 2003年度以降引き続き, 取締りを強化する。また, このため, 知的財産侵害に関する情報収集手段の一層の拡充を図る。

(警察庁)

ii) 世界中の不特定多数がダウンロード可能となるインターネットへの著作物の無許諾アップロード(送信可能化)について, 2003年度以降引き続き, 取締りを強化する。

(警察庁)

iii) 2003年度以降, インターネット上の違法コンテンツを常時・自動的に監視するシステムの活用を支援する。

(総務省, 経済産業省)

(5) 国民への啓発活動を強化する

2003年度以降引き続き、国民の権利侵害意識が希薄であるとされる偽ブランド品の購入やインターネット上の海賊版の違法ダウンロードなどに対処するため、既存の各種広報活動や教育を通じて模倣品・海賊版に対する国民の意識の向上に努める。

(警察庁，総務省，財務省，文部科学省，農林水産省，経済産業省，関係府省)

3. 官民の体制を強化する

(1) 政府の体制を強化する

政府が一体となって知的財産権侵害対策に取り組むため、関係府省の専門管理職担当官が責任を持って侵害品対策を実施し、また関係府省が効果的に連携する体制につき検討し、2004年度中に整備する。

(警察庁，財務省，外務省，文部科学省，農林水産省，経済産業省)

(2) 民間企業の体制を強化する

i) 2003年度以降、模倣品・海賊版対策の重要性や社内体制の強化の必要性についての情報を共有すべく、関係府省がより緊密に連携を取りつつ、企業等を対象にした模倣品・海賊版対策のためのセミナーを東京、大阪を始めとする主要都市で開催する。

(警察庁，財務省，文部科学省，経済産業省，関係府省)

ii) 2003年度以降、主要業界団体に模倣品・海賊版対策委員会の設置などの組織の充実・強化を奨励するとともに、我が国企業に海外事業拠点の模倣品・海賊版対策のための体制の強化を奨励する。

(経済産業省，文部科学省)